

令和7年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 令和7年5月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 12時01分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 井口信二
委 員 久保洋子
委 員 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 井口信二 委員 久保洋子

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

まず、本日、1名の傍聴の申出がございましたが、本日の議案第41号から第50号まで及び報告事項等の1、4、5につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第41号から第50号まで及び報告事項等の1、4、5につきましては、非公開といたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が11件、報告事項等が13件でございます。

本日の議事の進行でございますけれども、議案第41号及び関連いたします報告事項等の1、4、5につきましては、議案第41号を上程した際にあわせて関連する報告事項等の説明としたいと思っております。

それでは、議案第41号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、私から、議案第41号「令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに「提案理由」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。別添の予算案について、異議のない旨区長に回答いたしたいと考えてございます。

なお、本日の議案第42号から第50号までの提案理由につきましても、本議案と同様でございますので、第42号から第50号までの提案理由につきましては省略とさせていただきますので、何とぞご了承いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の「葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）」と書かれてございます資料の7ページ及び8ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費補助金の就学奨励費は、補正額52万円でございます。こちら、区立学校の給食費の改定に伴います就学奨励費の増額に対する補助でございます、補助率が基準額の2分の1でございます。

次に、第14款都支出金、第2項都補助金、第6目教育費補助金の公立学校給食費負担軽減事業費は補正額9,765万6,000円でございます。こちらも区立学校の給食費改定に伴うものでご

ざいまして、補助率、基準額の2分の1となっております。

次に、9ページ及び10ページの一番上をご覧ください。第17款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、補正額22億7,900万円でございます、こちらは宝木塚小学校新校舎建設工事に対するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。資料の11ページ及び12ページをお開きください。第8款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費のうち、1教育振興経費の(1)就学援助経費でございますが、こちらは令和7年4月1日から生活保護基準の改定が行われたことから、それに合わせる形で就学援助に係る新入学準備金の基準額も増額するものでございまして、補正額2,525万3,000円でございます。

続きまして、その下の(2)就学奨励経費でございますが、こちらは区立学校の学校給食費改定に伴い就学奨励費を増額するものでございまして、補正額62万4,000円となっております。

左ページ、11ページの右側、補正額の財源内訳の特定財源欄をご覧ください。こちらの就学奨励費につきましては、先ほど歳入のところで申し上げました国庫支出金を財源として充当してございます。

続きまして、第3目学校給食費、1学校給食運営経費の(1)給食費助成経費については、給食費を改定し、補助金を増額するものでございまして、補正額1億7,201万3,000円でございます。こちら11ページに記載のとおり、特定財源といたしまして、都支出金6,370万7,000円を財源として、充当してございます。

次に、第5目特別支援学校費、1特別支援学校管理運営経費の(1)給食費助成経費でございますが、保田しおさい学校に通学する児童の給食費について、食材費高騰に対応するものでございまして、補正額2万8,000円でございます。こちら11ページに記載のとおり、特定財源といたしまして、都支出金1万4,000円を財源として充当してございます。

次に、第6目学校施設建設費、1校舎建設経費の(1)二上小学校改築経費でございます。こちらは、地中障害物処分とそれに伴います地盤改良及び土留めの補強等による工事変更に伴うものでございまして、補正額9,860万円でございます。

続きまして、その下(2)宝木塚小学校改築経費でございます。宝木塚小学校の改築につきましては、昨年度12月に入札不調となったことから、再度作業内容や工期を精査いたしまして、このたび仮校庭の整備分とあわせて補正予算案に計上させていただくとともに、翌年度以降に係る経費を債務負担行為設定するものでございます。補正額は、総額26億8,190万円でございます。内訳といたしましては、工事監理業務委託費が5,110万円、改築工事費が25億7,240万円、一つ飛びまして、仮校庭整備工事費が5,840万円でございます。

なお、仮設校舎借上料につきましては、工期の延伸に伴いリース期間を延長するものでござ

いますが、今年度の金額に変更がないというところから、金額欄が空欄になっているというものでございます。

債務負担行為設定については補足の説明がございますので、17 ページをご覧ください。こちらの表の一番上左側の事項で言いますと、「小学校改築工事監理業務委託（2件）」というものでございます。宝木塚小学校改築に係る工期の再精査、仮校庭の整備に伴う期間につきまして、補正前は令和8年度のみであったものを令和8年度から令和10年度までといたしまして、限度額につきましても補正前380万円から1億4,380万円増額し、1億4,760万円になってございます。

続きましてその下、「小学校仮設校舎借上」でございますが、補正前は、令和7年度から令和9年までであったものを、仮設校舎の借上期間の延長に伴い、期間を令和10年度までとし、限度額も補正前の8億284万6,000円から9,176万2,000円増額いたしまして、8億9,460万8,000円といたします。

次にその下、「小学校改築工事」につきましては、宝木塚小学校改築に係る経費として、新たに令和8年度から10年度まで、38億5,870万円の債務負担行為を設定いたします。

一番下、「小学校仮校庭整備工事」につきましても、宝木塚小学校の仮校庭に係るものとして、新たに令和8年度8,760万円の債務負担行為を設定いたします。

13 ページ及び14 ページをお開きください。第8款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費の1、振興経費の（1）就学援助経費でございますが、こちらは小学校費と同様、生活保護基準の改定に合わせて、新入学準備金の金額を変更するものでございまして、補正額2,182万円でございます。

その下、（2）就学奨励経費につきましても、小学校費と同様、学校給食の食材高騰に対応するものでございまして、補正額41万6,000円でございます。なお、こちらも13 ページに記載のとおり、特定財源といたしまして、国庫支出金20万8,000円を財源として充当してございます。

14 ページにお戻りください。第3目学校給食費の1、学校給食運営経費の（1）給食費助成経費でございますが、こちらも小学校費と同様、学校給食の食材高騰に対応するものでございます。補正額9,893万円でございます。こちらも13 ページに記載のとおり、特定財源といたしまして、都支出金3,393万5,000円を財源に充当してございます。

15 ページ及び16 ページをお開きください。第6款社会教育費、第1目社会教育振興費のうち、1放課後支援事業経費の（1）学童保育クラブ運営助成経費でございます。こちらは、近時の物価高騰に係る対応といたしまして、子育て支援部で対応しております東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業に準じまして、私立学童保育クラブに対して光熱水費の物価高騰分の補助を行うものでございまして、補正額707万円でございます。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○**教育長** それでは、関連する報告事項等の報告をお願いしたいと思います。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは、報告事項1「二上小学校及び宝木塚小学校の改築について」ご説明いたします。紙資料1ページをご覧ください。

まず、1の「二上小学校の改築について」でございます。

(1)の「経過」でございます。新校舎建設工事におきまして、当初想定していなかった地中障害物の存在が判明しました。そのため、地中障害物の撤去及びそれら撤去に伴う掘削作業の影響による地盤の軟化に対応するため、地盤改良の工事を行ったものでございます。また、当初想定していたよりも地盤が軟弱であったため、土留めの補強工事を行ったものでございます。これらの工事に伴い、各経費につきまして、令和7年度第一次補正予算案に計上するものでございます。

(2)の「令和7年度第一次補正予算案計上額」につきましては、改築工事費としまして、9,860万円計上しております。

(3)の「今後のスケジュール」につきましては、令和8年2月に新校舎が竣工し、同年4月に新校舎にて運営を開始する予定です。令和10年6月に外構整備工事が完了し、改築事業は完了となります。

次に2の「宝木塚小学校の改築について」でございます。

(1)の新校舎建設工事につきまして、アの「経過」でございますが、令和6年12月に入札不調となりました宝木塚小学校建設工事契約につきまして、敷地形状や接道状況を踏まえた施工条件の見直しなどによる工期の見直しを行ったことから、改築に係る経費を令和7年度第一次補正予算案に計上するものでございます。また、スケジュールの変更に伴いまして、仮設校舎、賃貸借契約期間の延長が必要となることから、仮設校舎、借上期間の経費につきましても、令和7年度第一次補正予算案に計上するものでございます。

イの「令和7年度第一次補正予算案」につきまして、(ア)の「工事監理業務委託費」は、5,000万円を計上してございます。令和8年度以降の債務負担行為設定は記載のとおりでございます。(イ)の「仮設校舎借上料」は0円でございます。令和8年度以降の債務負担行為設定は、記載のとおりでございます。契約期間を当初の37か月から53か月に延長し、それに伴いまして、仮設校舎借上料が、10億2,432万円から11億1,608万2,000円に増額となっているものでございます。(ウ)の改築工事費は、25億7,240万円です。令和8年度以降の債務負担行為設定は、記載のとおりでございます。

続きまして3ページをご覧ください。

ウの「今後のスケジュール」につきましては、令和7年11月に新校舎建設工事に着手し、令

和11年1月に新校舎にて運用開始する予定でございます。令和12年11月に外構整備工事を完了し、改築事業が完了します。

(2) 仮校庭整備につきまして、アの「経過」でございます。改築工事期間中における屋外教育環境の確保のため、近接する都営葛飾宝町アパート跡地に仮校庭を整備することにつきまして、今般設計内容がまとまったことから、仮校庭整備に係る経費を令和7年度第一次補正予算案に計上するものでございます。

イの「令和7年度第一次補正予算案計上額」につきまして、(ア)の「工事監理業務委託費」は、110万円でございます。令和8年度は280万円でございます。(イ)の「仮校庭整備工事費」は、5,840万円で、令和8年度は、8,760万円でございます。

ウの「施工概要」につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

エの「今後のスケジュール」につきましては、令和8年1月に仮校庭整備工事に着手しまして、同年9月に仮校庭の利用を開始し、令和12年11月に仮校庭の使用を終了する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○教育長 次に報告事項等の4「就学援助費の支給額の改定について」の説明をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、報告事項等の4「就学援助費の支給額の改定について」ご説明申し上げます。

1の「目的」でございます。令和7年4月1日から生活保護基準の新入学準備金単価が改定となったことに合わせ、新入学準備金及び新入学児童生徒学用品費等の各費目について、金額の引上げを行うものでございます。

2の「就学援助費改定案」でございます。表の1つ目の新小学1年生を対象とする新入学準備金と、2つ目の前年度に新入学準備金を受給していない小学1年生を対象とする新入学児童学用品費等につきましては、現行の6万4,300円を9万1,600円に改定いたします。

また、3つ目の小学6年生を対象とする新入学準備金と、4つ目の前年度に新入学準備金を受給していない中学1年生を対象とする新入学生徒学用品費等につきましては、現行の8万1,000円を10万1,000円に改定いたします。全て生活保護基準の単価に合わせて改定してございます。

3の「実施時期」でございますが、令和7年4月に入学した小学1年生及び中学1年生から適用いたします。また、令和6年度中に支給した新入学準備金につきましては、生活保護制度と同様に差額を追加支給することといたしまして、令和7年8月に実施いたします。

4の「令和7年度第一次補正予算案計上額」は、総額4,707万3,000円で、内訳は(1)小

学校費が2,525万3,000円、(2)中学校費が2,182万円でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、続けて、報告事項等の5「学校給食費の改定について」の説明をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** 続きまして、報告事項等の5「学校給食費の改定について」のご説明を申し上げます。

1の「目的」でございます。学校給食費につきましては、令和5年度に給食費を改定し、完全無償化を行っているところでございます。しかしながら、食材価格の高騰が一層顕著となり、購入できる食材の範囲が限定的になるなど、本来必要とされる給食費と大きな乖離が生じている状況となっておりますので、給食費を改定し、それに伴う無償化補助金の増額を行うものでございます。

2の「給食費改定案」は、表のとおりでございます。

下の米印にございますように、弁当代替者につきましても同額で改定をいたします。また、保田しおさい学校につきましては、昼食費を日額360円から384円に増額いたします。

3の「実施時期」は、令和7年6月でございます。

4の「令和7年度第一次補正予算案計上額」は、(1)歳入が東京都からの補助金の増額分9,765万6,000円。(2)歳出が、小学校、中学校、保田しおさい学校を合算した無償化補助金の増額分、2億7,097万1,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について、報告事項等について1件ずつ審議をしてみたいと思います。

まず、報告事項等の1「二上小学校及び宝木塚小学校の改築について」、ご質問などはございますでしょうか。

壺内委員お願いします。

○**壺内委員** 二上小学校の「地中障害物」というのは、どのような物が出てきたのですか。

○**教育長** 学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** 原因は不明ですが、コンクリートの塊及び松杭などが発見されました。以上でございます。

○**壺内委員** 針金や金属片などの危険物は出ておらず、コンクリートが中心に出ているということよろしいでしょうか。

○**教育長** 学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** 申し訳ございませんが、コンクリートの塊や松杭が中心に出てきた

ということのみ把握している状況でございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「就学援助費の支給額の改定について」に関して、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「学校給食費の改定について」に関して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

○壺内委員 いいですか。

○教育長 壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員 葛飾区は食育をかなり推進しているということですが、ちょうど来月が食育の月間で、タイミングがいいと思います。

食べ残しはどの学校でも非常に大きな課題となっていると思うのですが、諸物価の高騰や給食費の無償化、食べ残しの課題について、1回でもいいので各クラスで話し合う機会を設けてほしいということ、校長会等でぜひ働きかけてほしいと思っています。以上です。

○教育長 ご要望で。

はい、学務課長。

○学務課長 令和6年度の学校給食の残食率につきましては、中学校では昨年度より減少していますが、小学校ではほぼ同じ率という状況になってございます。委員からお話のありましたように、残食はなるべく減らしていくように、各学校の栄養士とも連携して進めてまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 学校費の改定について、様々な食材の値段が上がっているというところで、試算いただいてこの金額を出されたのかなというふうに認識しております。一方で、他の自治体の例を見ると、農業や畜産・漁業が盛んなところは、民間からの寄附やふるさと納税等によって給食を充実させている自治体もあるかと思えます。同じように区の予算以外から給食を充実するような取組について、区では検討をされていますでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今のところ、学校給食のほうは、無償化補助金で無償化にしているところでして、食材を取り入れるような取組みについては現状実施しておりません。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。給食無償化は、保護者、家庭にとっては非常にありがた

いことなので、ぜひとも続けてほしいということと、もし例えば、民間から申入れがあった場合は、そういうことを、区として受け入れるということは可能な状態なのでしょう。

○教育長 学務課長。

○学務課長 調理をするのは各学校のほうなので、食材の提供の申入れがあった際は、実際にそれが使えるかどうか、学務課の方でも栄養士がおりますので、アドバイスしながら学校側と検討したいと考えます。

○田中委員 分かりました。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。安全性や栄養バランスなどを鑑みて判断するということろかなという理解をしました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。はい、ほかにはいかがでしょうか。

久保委員、お願いいたします。

○久保委員 先ほど壺内委員からもお話がありましたように、6月が食育月間ということで、学校現場で栄養士さんや担任の先生から、今日の食材を一品取り上げてお話をしてくださるなど、様々な工夫をいただいているということも聞いております。

現状、給食をつくる環境のことを考えますと、お子さんのアレルギーの対応で非常に神経を使っていることもありますし、お国柄で食べられないものなどの配慮も必要だということがあって、現場での栄養士さん及び調理師さんのご苦労を考えますと、その辺の声をどのように、教育委員会として受け止めているのか、まず、その現状などが分かりましたら、教えてください。

○教育長 学務課長。

○学務課長 お話のありましたアレルギー対応でございますけれども、学校給食の現場で対応可能なものでございましたら、アレルギー物質を除去して給食を提供する。それで給食の内容が少なくなってしまうということであれば、代替食を出すなどの対応をしているところでございます。

また、アレルギー症状が重い方について、給食で対応ができない場合にはお弁当を持参していただいている状況でございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 個別にやり取りしていただいているのですが、食べることができない理由についてお子さんのレベルでの理解を深めていくことも、いろいろないじめの問題につながらないような前段階だと思うのですね。

「こんなにおいしいのになんで食べられないの」みたいな気持ちもあると思いますので、アレルギーやそういうハラル食のことを理解するというのを、どのように子どもたちに理解さ

せているのか教えていただけますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 配慮が必要なお子さんもいるということ、除去食対応のお子さんが嫌な思いをすることやいじめに発展することがないように、食育月間をとおして担任から指導をさせていただきます。

○久保委員 ありがとうございます。意外に、食事やトイレについては子どもたちにとって生命線ですので、「自分ができることはほかの子もできるというのではなく、みんなそれぞれ違いがあるのだよ」、ということの教育のスタートに、給食を使っただけであればと思っております。

また、給食をつくる環境を整える意味でも、今後の学校建て替えなどで給食室の改修やリニューアルをするようなときに、調理場所を分けてほしいなどというような現場の声も含めて、配慮が進んでいけるといいなと考えております。今後の学校建て替えの際、基準まで行かなくても、そのようなことに配慮した給食室の整備について、現状をお聞きしたいのですが。

○教育長 学務課長。

○学務課長 アレルギー対応のお話等、承りました。給食室の中で、アレルギー対応の児童生徒に対する給食をつくる際は、場所を変えて調理をしてございます。それによって、アレルギー物質が給食のほうに入り込まないようにしておりますので、改築の際もそのような形で給食室の整備をしてみたいと考えております。

○久保委員 よろしくお願ひします。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等5を終わります。

それでは、恐れいりますが戻っていただきまして、議案第41号につきまして、改めて何かご質問ございましたら、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○田中委員 よろしいですか。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。ちょっと個別というよりはすごくマクロの目線での質問になってしまって恐縮なのですが、実際、今、区全体での歳出に対して、教育の予算は十数パーセントぐらいなのでしょうか。

全国平均で見ると、教育予算がもうちょっと高い17、18%ぐらいになるというような数字を私は見たことがありまして、そのあたり、恐らく、そのバジェットというか、全体予算規模が違うので、一概に比較はできないと思うのですが、この割合の観点から、今、教育予算の葛飾区の充実さについて、どのように評価されているか、もし見解があれば、伺えればと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 申し訳ございません。全国的な割合というところで、私自身は比較を行ってはこなかったところではあるのですけれども、例えば今年度から修学旅行費などの無償化にも取り組んでおります。

予算の中に、今回の補正の中にも、例えば改築ですとか、その他いろいろ入れてございますけれども、教育委員会事務局といたしましては、必要な予算については確保できるように、財政局ともしっかり必要な理由を含めて説明をして、必要な財源確保、予算の確保に努めていきたいと考えてございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私、葛飾区に住んでいて子どももおりますので、非常に充実した施策をしていただいて、本当に感謝しております。

一方で、この後お話が多分あるのですけれども、葛飾区の子どもの数も徐々に減少に転じています。全国的に見れば、その減少の比率は低いとはいえ、徐々にそうなっているところで、葛飾区の教育の充実さですとか、そういうところをアピールして、葛飾区に子育て層の人に来ていただいて、定着していただけるといいなと思っての質問でございました。今後ともご検討、ご尽力よろしく申し上げます。

○教育長 ご意見を踏まえて、教育委員会としても、どういうところを充実していくということと、実際お子さんをお持ちの保護者の世代の皆様が重要視されているのかというようなところをしっかりと考えながら、今後も充実には努めてまいりたいと思っております。

○田中委員 よろしく申し上げます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○久保委員 いいですか。

○教育長 久保委員。

○久保委員 二上小学校の改築の件で、二上小学校は二上保育園と合築で進めてまいりますので、いろいろなスケジュール調整もそうなのですけれども、予算の配分と言いますか、学校は教育費でやりますけれども、保育園はまた子育てのほうでも計上があると思うのですけれども、その辺の調整というか、単純に、地図で、ここはどっちが持つみたいな調整というのは、どのように進めたのでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 二上保育園につきましては、確かに二上小学校の敷地の中に、設置するという方向で進めておりますけれども、スケルトンの部分までは教育委員会事務局で予算を組みまして、内装などを子育て支援部で予算を組みまして、組み立てていくという内容になります。

○教育長 久保委員。

○久保委員 そうしますと、建物の全体のいろいろこれから出来上がった後、リフォームをしたり、改修工事が行われるようになった時は、今後はずっと教育費のほうから上がってくるのでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 今後は学校に関わる部分につきましては、教育委員会事務局で予算を取って、改修等も進めていくところですので、保育園のほうは、子育て支援部で予算を取りまして進めていくという方向で分けてございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 建物ですから、同じ屋根の下に二つが入ることになります。実際に使う校庭とか、その園庭も含めて、整備する時は、同じ区の予算の中で配分するわけですので、その辺は、できる限り効率を考えて、なおかつもちろん利用する子どもたちのこともあるので、今後のいろいろな公共施設の建替えとかにも、今までのことも踏襲して影響しているとは思いますが、いい形でそれが効率化してできるような合築になっていくといいなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 具体的な事例が出てまいりました時にも、十分、庁内調整をして進めてまいりたいと思います。

○久保委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。議案第 41 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 41 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 42 号「葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第 42 号「葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明します。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答するものです。

2 枚おめくりいただきまして、右に「参考」と記載している資料をご覧ください。

1 「工事の目的」でございますが、南奥戸小学校については、葛飾区区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっていることから、外壁塗装、外壁改修（塗装）その他工事を行うものでございます。

2「契約の概要」でございますが、工事件名は「葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事」でございます。工事箇所は、葛飾区奥戸三丁目5番1号。契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、2億7,789万3,000円に対して、契約金額は2億7,538万9,400円でございます。契約の相手は、高砂の清水ペイント株式会社でございます。

次ページをご覧ください。工期でございますが、契約締結の翌日から令和8年3月13日まででございます。

3「工事の概要」でございますが、外壁塗装改修工事は、面積5,614.00平方メートル。防水改修工事は、面積783.00平方メートルでございます。

4「参考資料」でございますが、別紙1として案内図を、別紙2として配置図を添付してございます。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第42号について原案のとおり可決することにご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第42号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第43号「葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 議案第43号「葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましてご説明いたします。別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に報告するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、右上に「参考」とある資料をご覧ください。

「工事の目的」でございます。堀切中学校につきましては、葛飾区区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっていることから、外壁改修（塗装）その他工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。工事件名は、「葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事」。工事箇所は、葛飾区堀切一丁目36番1号。契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、2億1,661万2,000円に対しまして、契約金額は、2億1,574万5,200円でございます。契約の相手は、東四つ木の近藤建装工業株式会社でございます。

次のページをご覧ください。工期でございますが、契約締結の翌日から令和8年3月13日まででございます。

3「工事の概要」でございますが、外壁塗装改修工事は、面積6,628.00平方メートル。防水改修工事は、面積835.60平方メートルでございます。

4番「参考資料」といたしまして、別添1として案内図を、別添2といたしまして配置図を添付してございます。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 はい。ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第43号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第43号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第44号「葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第44号「葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。「葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結について」ご説明いたします。

1の「工事の目的」でございます。改築を進めております葛飾区立常盤中学校につきまして、本体建築工事に付随する電気設備工事を行うものでございます。

2の「契約の概要」でございます。

(1)の工事件名は、葛飾区立常盤中学校電気設備工事でございます。

(2)の工事箇所は、金町二丁目11番1号でございます。

(3)の契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。

予定価格、7億3,791万3,000円に対しまして、契約金額は7億3,755万円でございます。

(6)契約の相手でございますけれども、東新小岩八丁目40番1号のサイシング・中村建設共同企業体でございます。

7の工期でございますけれども、契約締結の翌日から令和9年2月26日まででございます。

3の「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。4の「参考資料」といたしまして、案内図を別紙1のとおり、配置図を別紙2のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 44 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** はい。異議なしと認め、議案第 44 号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 45 号「葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは、議案第 45 号「葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

2 枚おめくりいただきまして、「参考」と記載されている資料をご覧ください。「葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結について」でございます。

1 の「工事の目的」でございます。改築を進めております葛飾区立常盤中学校につきまして、本体建築工事に付随する給排水衛生設備工事を行うものでございます。

2 の「契約の概要」でございます。

(1) の工事件名は、葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事でございます。

(2) の工事箇所は、金町二丁目 11 番 1 号でございます。

(3) の契約方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。

予定価格 3 億 3,531 万 3,000 円に対しまして、契約金額は 3 億 1,184 万 1,090 円でございます。

(6) の契約の相手でございますが、東金町四丁目 23 番 12 号の上下・ワイオリ建設共同企業体でございます。

(7) の工期でございますが、契約締結の日の翌日から令和 9 年 9 月 26 日まででございます。

次ページをご覧ください。4 の「参考資料」としまして、案内図を別紙 1 のとおり、配置図を別紙 2 のとおりそれぞれ添付しております。

説明は、以上でございます。

○**教育長** はい。ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 45 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 45 号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 46 号「葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 46 号「葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れに関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の「参考資料」をご覧ください。

1 の「買入れの目的」でございますが、本件は熱中症対策に活用するため、葛飾区立学校に配備する折りたたみ式テントを買い入れるものでございます。

2 の「契約の概要」、(1) 買入れ物件は、折りたたみ式テント 198 張でございます。

(2) の買入れの方法は制限付一般競争入札による契約。

(3) の予定価格は 4,005 万 9,360 円。

(4) の買入れ金額は 2,972 万 790 円でございます。

(5) の買入れの相手は記載のとおりでございます、(6) の納期は令和 7 年 8 月 29 日でございます。

3 の「買入れ物件の内訳」につきましては、1 枚おめくりいただきまして、別紙「納入先一覧」をご覧ください。小学校 46 校、中学校 20 校に 3 張ずつ、合計 198 張の折りたたみ式テントを購入するものでございます。なお、5 月初旬までに調達可能な 21 張のテントを先行して購入し、5 月、6 月に運動会を実施する小学校 3 校、中学校 4 校に既に配備をしたところでございます。

本契約により、秋の運動会シーズン前には、全ての区立学校への配備が完了することとなります。

また、テントの購入に当たりましては、葛飾区夢と誇りあるふるさと葛飾基金を活用しております。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 46 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 46 号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 47 号「葛飾区立常盤学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 47 号「葛飾区立常盤学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1 枚おめくりいただきまして、3 枚目の「参考資料」をご覧ください。

1 の「買入れの目的」でございますが、常盤中学校の改築に合わせまして、物品を買い入れるものでございます。

2 の「契約の概要」(1) 買入れ物件でございますが、学校給食用厨房機器 103 点を購入するものでございます。

(2) 買入れの方法は、制限付一般競争入札による契約。

(3) 予定価格は、8,300 万 700 円。

(4) の買入れ金額は、8,129 万円でございます。

(5) の買入れの相手は記載のとおりでございますが、(6) の納期は令和 9 年 3 月 31 日でございます。

3 の「買入れ物件の内訳」につきましては、1 枚おめくりいただきまして、別紙 1 「買入れ機器」をご覧ください。検収室、食品庫、下処理室などの各部屋にシンクや冷蔵庫、作業台など、103 点の機器を購入いたします。機器の配置につきましては、資料の最後に「別紙 2」といたしまして、厨房機器配置図を添付してございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。よろしいですか。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第 47 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 47 号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 48 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 48 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

資料の 2 枚目が、本会議において提出する議案でございます。提案理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、所要

の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

資料の3枚目が新旧対象表となっておりますので、ご覧ください。

改正箇所につきまして、ご説明をいたします。妊娠、出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児短時間勤務や部分休業など仕事と育児との両立に資する「出生時両立支援制度等」及び「育児期両立支援制度等」の利用意向確認等を義務とすることを第18条の7に定めるものでございます。

この改正につきましては、令和7年10月1日施行となりますが、3歳に満たない子を養育する職員に対しては、公布の日より措置を講ずることができるものとします。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第48号について、原案のとおり可決といたしました。

次に、議案第49号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第49号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

2枚おめくりいただき、「参考資料」をご覧ください。

1の「趣旨」ですが、営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めるものであります。

2「概要」です。対象とする施設は、以下、葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場など11施設です。

(2)「利用区分及び利用料金限度額」についてです。利用区分の設定については、現行の施設によって「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」及び「興行を目的とする場合」が規定されておりますが、上記2「概要」における施設について、「営利を目的とする場合」を新たに加えるものでございます。

「営利を目的とする場合の利用料金限度額」についてです。体育目的又は体育目的以外で使用する場合、次ページに移りまして、それぞれの区分に応じた限度額の100分の200相当額といたします。

(3)「施行期日」は令和7年10月1日とし、改正後の規定は、施行日以降の利用申請による使用に適用し、施行日前の利用申請については適用しないことといたします。

3「新旧対象表」については別紙のとおりです。改正箇所としては4ページ目以降、対象となる施設に、営利目的とする場合の利用限度額を追記し、また5ページ目に付則として、施行日を追記しております。

また、8ページ目以降、備考4、5のとおり、「使用者」を「貸切り使用の使用者」と軽微な修正を行っております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第49号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第50号「小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約締結に関する意見聴取」を上提します。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは、議案第50号「小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

資料を2枚おめくりいただき、参考資料1ページ目をご覧ください。

- 1「工事件名」ですが、小菅西公園スケートボード場設置工事。
- 2「工事箇所」は、葛飾区小菅一丁目2番1号。
- 3「契約の方法」ですが、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。
- 4「契約金額」は2億3,639万円。

「契約の相手」は、葛飾区青戸八丁目5番19号。株式会社山溪緑地でございます。

「工期」は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとなります。

2ページ目が、参考資料として、工事の概要。3ページ目が案内図。4ページ目が平面図になります。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

久保委員。

○**久保委員** 小菅西公園でスケートボードの練習ができるということで、大変期待をしているところでございます。小菅西公園ですけれども、スケートボード以外にフットサルもできるようになっており、利用者も増加していると聞いております。現地へのフットサルのメンバーもそうですけれども、移動手段として車の利用も多いと聞いておりまして、私も以前、ちょうど

お花が咲いている頃、梅でしたか桜でしたかの時期に行きましたところ、最後の1台が空いていまして、停めることができ、「ああ、たくさんの方が利用されているのだな」ということを初めて実感をしたところでした。

入ってみますと、奥が深く、子どもの遊具も多く、近所のお母さんたちがお子さんを連れて、のびのびと遊んでいるということも分かりました。ここにスケートボードの子どもたちが来るということで、自転車や車での利用も増えると思うのですが、車のスペースが足りないと感じています。現状どのように把握されているのかを教えてください。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 はい、委員がおっしゃられたとおり、小菅西公園のスポーツ公園についての駐車場については、10台程度の駐車スペースとなっております。ときには、河川敷沿いに違法駐車等でご連絡を頂くこともございます。今後、この対策として、近隣の駐車場のご案内、また堀切橋駐車場、葛飾区の体育施設の指定管理者が運営する駐車場もございますので、歩いて10分程度ではございますが、そちらを誘導するなど検討してまいりたいと思っております。

○教育長 久保委員。

○久保委員 公共施設、いろいろ整備していただくのはもちろんその所管の委員会なのですが、実際にそれが出来上がり、利用するという段階になったときに、今、課長がおっしゃったような案内がないとか、実際使ってみたら、そこにたどり着くルートも分かりにくいとか、特にこの小菅西公園はどこから入っていくのか、というような観光の名所にも実際になっていきます。そういう意味で、なかなか知られざる名所です。

今回のこの予算には関係ないのですが、これを例えば広報に載せる際に、足りないものはもう分かっていますので、ぜひそういう案内とか、この場所がどれほどの税金をかけてつくっていく、その価値を区民に知らせていくというソフトの部分も考えてやっていただきたいと思っています。

トイレの位置も、やはり、資料で頂いた案内図では小菅西公園の中のこの部分にスケートボードができるというのは分かるのですが、ここにどうやって入っていったらいいのかとか、スケートボードを利用する子どもたちのために、トイレとか、何か物を食べたりとか、ベンチを用意していただいていますけど、その辺の周りの遊具との関係も含めて、少し検討していただく必要があるかなと思っています。そういう配慮をこれからこの工事で進めていただきたいと思っております。

その辺はほかの、どこの課になるのでしょうか。観光とか政策経営にも関係しているかもしれませんが、案内表示も含めて提案をしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 委員からご指摘ありましたとおり、多くの皆さんにご来場いただき、分かりやすくご利用いただくために、課題を抽出して、関係各所と連携しながら、ホームページでのご案内、現地でのサインの表示など検討し、進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○久保委員 よろしくお願いたします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 50 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 50 号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開案件については終了でございます。

ここで事務局は、傍聴人の方をお入れしてください。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人や次の事項を守ってください。

1 傍聴人は委員会の中では発言できません。

2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。

3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくお願をいたします。

それでは次に、議案第 51 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第 51 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則」につきまして説明申し上げます。

初めに、「提案理由」でございますが、刑法等の改正に伴い、関係規則の規定を整備する必要があることから、本案を提出するものでございます。

こちらの内容でございますが、刑法の改正に伴いまして「懲役」及び「禁錮」の刑罰が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたことから、関係規則を整理するというものでございます。

具体的には、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則におきまして

は、第29条第3項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤士の公務災害補償に関する条例施行規則においては、第7条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、葛飾区青少年委員の設置に関する規則においては、第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、葛飾区スポーツ推進委員に関する規則においては、第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるというものでございます。

なお、第5条、第6条に経過措置、付則といたしまして、令和7年6月1日から施行する旨、記載をしております。

次ページ以降、各規則の新旧対象表を添付しております。

本件についての説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第51号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案を終了いたします。

次に報告事項に入ります。それでは、先ほど議案とともにご報告した報告事項以外のものまいります。

報告事項等の2「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）等について」の報告をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、報告事項等2「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）等について」ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。柴又小学校及び東柴又小学校の学校改築につきましては、令和6年度に柴又地域統合小学校改築懇談会（以下、「改築懇談会」と言います。）を設置しまして、新校舎整備に向けた検討を行ってきたところでございます。このたび、柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画により、柴又地域統合小学校の整備における基本的な方針をまとめましたため、ご報告するとともに、改築懇談会におきまして、統合小学校の校名について公募を行うこととしましたため、報告するものでございます。

また、東柴又小学校で行っております、夏季休業中のプール開放につきまして、今後の方向性を報告するものでございます。

まず、1の「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）の概要」でございます。

(1)の「整備地」につきましては、柴又小学校に比べ敷地が広く、4階建て校舎が建設可能な東柴又小学校敷地を整備地といたします。

(2)の「施設概要」につきまして、アの予定諸室でございますが、小人数教室3室を含む普通教室21室、特別支援学級4室、特別支援教室1室となっております。ほかは記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。イの併設施設につきましては、学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室、備蓄倉庫となっております。

(3)の「今後のスケジュール」につきましては、令和7年6月に、近隣説明会で基本構想・基本計画(案)を報告した後、7月の教育委員会に基本構想・基本計画を付議し、決定いたします。その後、9月に基本設計・実施設計に着手いたします。

令和8年3月から10月まで、柴又小学校プールを解体して仮校舎を建設し、令和9年4月から各小学校による統合小学校の運用を開始いたします。その後、令和9年度から13年度にかけて、東柴又小学校、既存校舎などを解体し、新校舎を建設した後、令和13年度に竣工となります。

(4)の「柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画(案)」につきましては、別添資料の基本構想・基本計画(案)をご覧ください。

1ページ目をお聞きください。「目次」にて、構成をまず説明させていただきます。

第1章の「敷地条件及び既存建物等の現況調査」では、既存の各小学校がおります通学区域や平面図などの敷地概要、また、モニュメントや周辺環境など、施設に関する各情報について示してございます。

第2章「基本構想」では、柴又地域一連の学校改築の方向性や、今後の学校統合、学校改築の流れについて、示してございます。

第3章「基本計画」では、予定諸室や併設の施設といった改築概要、配置比較表、ゾーニング案について、示してございます。

第4章「検討体制」では、柴又地域統合小学校改築懇談会運営要綱ですとか、検討体制について、示してございます。

それではお手数ですが、資料の31ページをご覧ください。

2-2「学校統合及び学校開築の流れに」につきまして説明いたします。この図面を見ていただければと存じますが、①令和8年度中に柴又小学校の敷地内に校舎を増築いたします。②令和9年4月から柴又小学校敷地で各小学校を統合いたします。③令和9年度から東柴又小学校既存校舎を解体し、統合小学校新校舎を約4年かけて建設いたします。④令和13年度中に新校舎に移転をいたします。

続きまして次ページ、32ページをご覧ください。

2-3「施設整備の基本方針」でございます。柴又地域学校改築懇談会並びに方向性決定後に立ち上げました柴又地域統合小学校改築懇談会の意見を踏まえ、(1)「未来を見据えた教

育環境の整備」では、①学びのスタイルの変化に柔軟な対応ができるよう、目的に応じて間仕切りなどによる変更が行える部屋を整備いたします。②児童が1人になり、落ち着くことができる場所を設けるなど、児童が安心して過ごせる空間を整備できるよう検討いたします。③広い敷地を生かして校庭を大きく取り、子どもたちが多くの学びや遊びの機会に恵まれるようにするとともに、校庭は日当たりの良い南側に配置し、日よけを設けるなど熱中症対策を検討いたします。

(2) 「地域の拠点となる学校づくり」では、①全世代が使いやすい施設とするため、エレベーターやバリアフリートイレの設置、校内の段差解消など、ユニバーサルデザインを導入します。②地域開放に配慮した諸室配置や管理機能を整備いたします。③防犯に留意しつつ、学校専用ゾーンと開放ゾーンを明確に区分できるよう、諸室配置や動線を工夫いたします。④柴又の景観を損なうことのないよう、周辺環境と調和した、緑あふれる学校にいたします。⑤住宅が近接する部分には、騒音や視線対策を行うなど、地域と共にある学校として周辺環境に十分配慮します。⑥浦川原小学校との交流やフロリズ通りフェスティバルへの協力など、柴又小学校・東柴又小学校で育まれた伝統を継承し、世代を超えて地域がつながる学校をつくります。

続きまして、36ページをご覧ください。こちらは「ゾーニング案」ですが、校舎の南側に昇降口を整備いたします。

お手数ですが、次ページをご覧ください。2階から4階までの校庭に面した南側を小学校の普通教室エリアとしまして、2階、3階部分に体育館を整備いたします。

次に、本資料に戻っていただきますようお願いいたします。2ページ目をお開きください。

2の「柴又地域統合小学校の校名選定について」でございます。今後、改築懇談会におきまして決定した統合小学校の校名選定方法により公募を行いまして、その中から改築懇談会におきまして校名を選定いたします。

(1) の「応募期間」につきましては、令和7年6月16日の月曜日から同年7月15日火曜日まででございます。

(2) の「応募方法」につきましては、二次元コードを活用したインターネットによる応募をはじめ、はがき、ファックスでの応募といたします。

(3) の「周知方法」につきましては、柴又小学校及び東柴又小学校の児童・保護者、両校の通学区域の自治会や幼稚園・保育園を通じて周知を行います。また、6月末に開催します近隣住民説明会当日におきましてチラシを配付するとともに、公式ホームページで周知を行います。

続きまして、3ページをご覧ください。最後に、3の「東柴又小学校プールの開放事業」についてでございます。夏季休業中における東柴又小学校のプール開放につきましては、令和9年度から高砂中学校プールを活用する方向で調整を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

谷部委員。

○**谷部委員** この柴又小学校と東柴又小学校の統合、改築ということが始まりましてから、地域の方からも様々なご意見を頂きましたけれども、今は未来へ向かってすごく希望に満ちている地域になっているということで、再三、この案で教育委員会の中でも、地域の方に寄り添った形をお願いしましたが、そのとおりに進んでいると思って、感心しております。これからも地域の方に寄り添いながら、よりよい学校ができるようにしていただきたいなと思います。意見ということで。

○**教育長** ご要望ということで、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

井口委員、お願いいたします。

○**井口委員** 基本計画案の中の32ページのところの「施設設備の基本方針」の(1)未来を見据えた教育環境の整備の中の②なのですけれども、「児童が一人になり、落ち着くことができる場所を設けるなど、児童の特徴やニーズに合わせて、安心して過ごせる空間を整備できるように検討します」というのは、少し具体的にイメージしにくいのですが、どのような環境、教育環境を考えているのでしょうか。

○**教育長** 学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** はい。1人になれる場所というところなのですけれども、例えば今考えているところでは、図書館等に1人で読書できるようなスペースですとか、主に1人でプライバシーを守れるような空間を、現在考えているところでございます。今後、学校や地域の声を聞きながら、こちらの基本設計の中で具体的に進めていきたいと考えています。

○**教育長** よろしいですか、井口委員。

○**井口委員** 図書館の中に子どもが1人で過ごせる場所というのは、イメージとしてよく分からないのですけれども、これは図書館だけなのでしょうか。「未来を見据えた教育環境の整備」の中の②は、図書館だけのことを考えているのか、学校施設だの教室等々、通常の教室とか、特別教室等々にも何か考えがあるのか、あったら教えていただきたいです。

○**教育長** 学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** 具体的にお話があったのは、図書館でそのようなプライバシーを守れる空間という話が出たというところでございます。それ以外は具体的に出てはおりませんが、学校の関係者と検討を重ねまして、どのようなものが一番子どもたちにとって適切かというものは考えながら進めていきたいと考えております。

○**教育長** 井口委員。

○井口委員 これは地域の委員から出た意見を基に、ここに盛り込んだということなのでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 学校や地域の関係者で集まる改築懇談会の中で、そのような意見が出たというところでございます。

○教育長 ただ、懇談会全体で検討して、それを取り上げたということですか。

○学校施設整備担当課長 おっしゃるとおりです。全体でその意見をまとめて、このような方針の中に入れさせていただいたものになります。

○教育長 そのようなやり取り、ご提案もあって、今、課長からはプライバシーというよりは、少し子どもたちが落ち着けるような環境も、可能であれば学校のように工夫していくというような意味合いと思いますが。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 はい。説明が不十分で申し訳ございません。多動のお子さんですとか落ち着きのないお子さんたちも、落ち着かせることができるようなスペースを整備していくということで今検討しているところでございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 図書館、図書室自体が落ち着ける場所で当然あるべきだなと思うのですが、今のお話ですと、配慮が必要な子どもたちにとっても居心地のいいということによろしいですか。

とても大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○教育長 どのようなしつらえにするかにつきましては、やはり多角的に検討して、安全を確保しながら、どのように子どものために役に、より良い環境であるかということにつきましては、教育委員会、指導課、また教育支援課、また学校の意見もしっかり聞きながら、具体的な形にしていくときには、もちろん慎重に検討しながら、よりよい環境にしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○久保委員 いいですか。

○教育長 久保委員。

○久保委員 先日、道上小学校の改築を見学させていただいたときに、私も初めて子どもを落ち着けるようにというので、可動式の衝立のような感じで仕切りをつくって、先生と向かい合ったり、少しここで本読むという空間を割とフレキシブルにやれる装置を見ました。

今時はこういう広い別の部屋に連れて行ってというのではなく、そこの中で少し仕切りをL型につくって、それも可動式で、視界を少し落ち着かせられるようなのも見ましたので、多分各学校でもそういう工夫をして行っているのだなというのは理解しております。

あまり固まらないような形で、流動的に、昔は保健室のようにカーテンで仕切りみたいでしたけど、そのような形でのスペースの検討も必要なのかなと感じておりますので、そういうハードの部分も少し動かせるような形でつくっていただければいいかと感じています。頑張ってください。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「令和7年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、報告事項等の3「令和7年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、令和7年5月1日現在の状況がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

資料の1枚目の左側の四角の囲みの中をご覧ください。

まず、①小学校でございます。今年度学校数は48校となり、児童数は2万76人、学級数は759学級で、6年度と比較しまして、児童数が213人の減、学級数が5学級の増となっております。

次に、②中学校でございます。今年度生徒数は8,663人、学級数が293学級で、6年度と比較して、生徒数が10人の減、学級数は同数で増減はございません。

その下の小中学校の合計は記載のとおりでございます。6年度と比較して、児童生徒数が223人の減、学級数が5学級の増となっております。

次に、③特別支援学校「保田しおさい学校」でございますが、児童数は20人で、6年度と比較して6人の増となっております。

次に、④幼稚園でございますが、今年度は1園となり、園児数は25人で、6年度と比較して15人の減となっております。

囲みの下側から右側にかけては、ただいまご説明申し上げました数値のそれぞれの内訳となっております。

また、おめくりいただきまして、1枚目の裏面以降に、各小中学校の内訳を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。よろしいでしょうか。

井口委員、お願いいたします。

○**井口委員** 児童数、生徒数の問題点ではないのですが、今年初めて東金町小学校が大規模校ということで、管理職、副校長が2名配置になりました。葛飾区では初めてのことなのですけ

れども、足立区では結構ありましたが、その2名配置になった副校長の活用の仕方について、こういうふうを考えているというような、いろいろな役割分担の仕方が考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 副校長が2名体制ということで、例えば、教務系、生活指導系と分かれながら、うまく業務分担をしておりますので、今、始まってまだ2か月たっておりませんので、模索をしながら進めているという現状でございます。

また、今後ともしっかり活用していきたいと思っております。

○教育長 井口委員。

○井口委員 一応、東金町小学校に任せているのか、それとも葛飾区の教育委員会として、こういうふうにやってほしいというようなことはあるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 取りあえず、今現在は学校に任せながら、私たちが様子をしっかりと見ていくということで、適宜しっかり指導、助言をしていきたいと思っております。

○井口委員 またこの件について、今後も経過報告していただけたらありがたいなと思っております。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。幼稚園に関する質問なのですが、幼稚園が北住吉に1校に統合されたところで運営されているかと思えます。減ったことによって、受入れについて、保護者さんとかのほうから、入れなかったとか、減ったことで通学が大変だとかいうことは聞いておられますでしょうか。それとも問題なく運営されておりますでしょうか。そのあたりを伺います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 区立幼稚園は1園になりましたが、定員数に比べましたら、子どもの数はまだまだ余裕がございますので、もっと入ることはできるという状況です。また、これまで水元幼稚園に通われていたお子さんが、北住吉幼稚園に今通っているという状況でございますけれども、園長の話ですと、保護者のほうから通うのが大変だとか、そのような声は、今のところ大きく上がってはいないという状況でございます。

○田中委員 承知しました。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「令和6年度区立小・中学校卒業生の進路状況について」の報告をお

願います。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和6年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご報告をいたします。

まず、小学校の進路状況でございます。卒業生の詳数は、3,416名。全ての児童が進学しております。都内の中学校に3,232名、都外の中学校に183名、その他、海外現地校に1名でございます。

また、都内中学校の内訳でございますけれども、公立中学校への進学が2,855名。東京大学教育学部附属中学校の国立中学校へ3名、私立中学校に374名でございます。また、公立中学校への進学のうち、葛飾区立中学校への進学が2,763名。そのうち、校区内が2,597名、校区外が166名でございます。また、公立のうち、葛飾区以外の区立中学校へ49名、小石川中等教育学校、都立白鷗高校や両国高校・附属中学校への進学が42名、特別支援学校への進学が1名ございました。

続きまして、3ページをご覧ください。中学校の進路状況でございます。総数は2,947名。そのうち、2,900名が進学、10名が就職、14名が職業訓練機関等、そして、21名が在家庭者、その他が2名でございます。進学の内訳は、公立は1,884名、国立に4名、私立には1,012名でございます。公立に進学した生徒のうち、全日制課程に1,713名、昼夜間を含む定時制に116名、通信制に19名、高等専門学校に4名、特別支援学校に32名でございます。

小学校、中学校、それぞれ裏面には、過去5年の推移をお示ししてございます。微増微減はございますけれども、全体としては大きな変化は見られないと捉えておりますが、通信制高校への進学が増加しております。学校によりますと、不登校傾向にある生徒の進路指導の中で、登校を条件とせず、オンラインや学校によって回数の違いはございますが、月に数度のスクーリングで学ぶことができる通信制高校を選択したとのことございました。また、様々なタイプの都立高校の中で、不登校生徒を受け入れている単位制のチャレンジスクールなどの公立の定時制課程への進学の増加も特徴的と考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございませんでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 中学校のほうですが、在家庭者の中の進学希望ということでは、大学受験だったら浪人という形で来年ぜひ頑張ってみようという話なののでしょうか。進学希望が7人ということで、どういう事例なののでしょうか。希望が、必ず来年また目指すとか、そういうのが出ているだろうと思うのですが、7名の内訳をもし知っていたら教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○**教育指導課長** 詳細につきましては、把握はなかなかできないところもあるのですが、例えば、家から引きこもりで出られることができず、進学を希望しているけれども、なかなかできないというところで、それを通信制高校とつなげていく、またはほかの定時制とつなげていくというところで、今後も指導が必要なのかなというところがございます。

○**教育長** 壺内委員。

○**壺内委員** 分類するときにとっても難しいなと思います。各学校、何名かずつそういう生徒がいると思うのですが、明確的と言いますか、どれに入れたらいいのだろうか、迷いながら入れているという状況が恐らく出ているのではないかと思います。また、機会がありましたら、各学校と相談しながら、この進学希望ということについての分類の仕方を考えてください。お願いいたします。

○**教育長** はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりいたします。

次に、報告事項等の7「(仮称)お花茶屋地区内屋内温泉プール建設工事基本設計(案)について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** はい、それでは、「(仮称)お花茶屋地区内屋内温泉プール建設工事基本設計(案)について」ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画に基づき、学校施設として整備を予定しております、お花茶屋の屋内温泉プールについて、このたび基本設計案がまとまりましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず初めに、1「施設概要」でございますが、所在地は、葛飾区お花茶屋一丁目9番となります。

次のページの別紙1「案内図」をご覧ください。こちらに記載にありますとおり、周辺には北側に双葉中学校、南東側にはお花茶屋駅がある立地となっております。

恐れ入ります。元の資料のほうにお戻りください。次に敷地面積でございますが、2,400.87平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造。一部多目的ホール、屋根の部分につきましては鉄骨造となります。階数は地上2階、地下1階の階数となっております。また、延床面積は3,042.47平方メートルとなります。

次に、2「基本設計案」の概要でございますが、3ページ目の別紙2をご覧ください。まず、3ページ目は上段が1階、下段が2階の平面図となっております。まず1階はプールとなりまして、各学校が水泳の授業で施設を利用する際の子どもたちの動線について、ご説明させていただきます。基本的には各学校、本施設までの移動は、バスでの移動を想定してございますので、バスは南側の道路から入りまして、敷地の西側のバスの駐車スペースのほうにバス3台

停車ができるスペースを設けてございます。バスから下車した子どもたちにつきましては、南側の西側の出入口のほうから入場いたしまして、1階の中央のやや東側にございます更衣室のほうへ、下足を脱いだ上で向かっていくこととなります。更衣室で着がえた子どもたちにつきましては、西側のほうのプールへ移動いたしまして、水泳の授業を受けることとなります。

なお、プールレーンにつきましては、最大120人程度でも同時に授業を受けることができるよう7レーン整備する予定でございます。また、授業が終わりましたら、着替えが終わった子どもたちにつきましては、1階の東側にございます待合ホールに全員が集合した上で、その後バスに乗って学校に戻るという流れとなっております。

次に、下の図の2階でございますが、まず、全体の配置といたしましては、北側に集合住宅がございまして、集合住宅の日照を考慮いたしまして、極力南側のほうにセットバックをする形としてございます。その上で、2階は武道等の体育の授業ですとか、部活動、その他教員の研修やイベントなど、様々な活用できるよう多目的ホールの整備をいたします。そのほか、多目的ホール利用者用の更衣室ですとか、器具庫などを配置する予定としてございます。

次のページ、4ページ目をご覧ください。こちらは、上が屋上、下が地下1階の図となっております。上の図の屋上につきましては、太陽光パネルですとか、室外機等の機械類の設置をする予定としてございます。下の図の地下1階、こちらについては、プール用のピットや機械の設置を予定しているところでございます。

次の5ページ目でございますけれども、こちらについては、断面図となっております、上の図が西側から見た図、下が南側から見た断面図となっております。

ここで補足させていただきますと、プール槽につきましては、低学年から高学年の児童が安全にかつ効率よく授業が受けられるように、可動床を採用する予定でございまして、水深を自動で、0.7メートルから1.2メートルまで変更できるようにいたします。また、2階の床の高さにつきましては、水害時に2階に避難ができるよう、想定浸水深よりも高い4.85メートルとする予定としております。

次に6ページ目から8ページ目、こちらについては施設の外觀ですとか、1階のプール、2階の多目的ホールのイメージを付けさせていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

なお、1点補足となりますけれども、本施設のプール及び多目的ホールにつきましては、学校が利用しないときには、区民の方々にも広く利用していただける施設としてまいります。

最後、恐れ入りますが、最初の報告資料のほうに戻りください。

最後、3「整備スケジュール（予定）」でございますが、こちらは当初、供用開始を令和10年4月からとしておりましたが、建設業における週休2日の促進に伴う建設工期期間の延長等により、記載のとおり、供用開始を令和11年2月にスケジュール変更をいたします。

簡単ではございますが、本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

○久保委員 1点だけよろしいでしょうか。

○教育長 久保委員、お願いいたします。

○久保委員 先ほど、区民も利用可ということでありましたけれども、学校の教育、学校施設として準備をしているということなので、水泳授業をやる期間というのが、学校のスケジュールの中で決まっていると思われま。

そうすると、半年以上区民利用が可能ということになるのですが、区民利用が可能ということは、当然いろいろな方の区民が利用するわけなので、例えば障害者のスイミング教室とか車椅子で入れるようなプールの利用とかも考えてつくられているのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 ありがとうございます。まず、学校の利用なのですけれども、本施設を周辺の10校ぐらいが使う想定で、期間としては5月から11月ぐらいの間で、水泳の授業をやる予定ではございますが、その期間中も夕方以降については授業ございませんので、夕方以降、夜も区民の方に開放するというので、通年で利用していただける予定でございます。また、学校の授業がない期間については、朝から夜まで使っていただけるような施設として、広く活用いただけるようにしていきたいと考えてございます。

委員がおっしゃるとおり、区民の方々に有効に使っていただく上で、我々もこれから検討ではございますが、そういった対象の方向けのスクールのようなものとか、そういったものがないかということを検討していきたいと思っております。

また、バリアフリーで、車椅子の方でも入れるよう配慮をした施設としてまいります。以上でございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 ありがとうございます。そのような様々な方に利用していただけるような施設を最初からつくるのが大事だと思いますので、ぜひ新たなプールの形ができるかなと期待をしています。当然のことながら、先ほど、浸水深を想定しての高さというお話がありましたので、災害時はここにある意味、防災拠点というか、災害の時の避難場所にもなるということですので、そうした装備も含めて、これから十分な検討をして、いいプールができることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○久保委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。井口委員、お願いします。

○井口委員 先ほどの体育施設のほうでは有料での貸出し等の話もありましたけれども、これ

も区の大事な体育施設と考えれば、区内の私立学校なり幼稚園なり、そういうところへの有料での貸出しも先々は考えているのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 はい、こちらの施設の利用方法というところで、大きくは個人利用、団体利用というのが考えられるかなと思ってございます。今、そこについてはこれからでございますが、検討を重ねまして、利用料金なども、庁内的に検討の会議がございますので、そこでしっかりと整理をしながら、充実した開放をしていきたいと考えているところでございます。

○井口委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、報告事項等の7は終わりいたします。

次に、報告事項等の8「『ことばの教室』の増設について」の報告をお願いします。

○教育長 総合教育センター管理担当課長。

○総合教育センター管理担当課長 「『ことばの教室』の増設について」ご説明いたします。

まず、1「概要」でございます。ことばの発達に支援が必要な児童を対象に、現在、本田小学校に「ことばの教室」を設置しております。近年、「ことばの教室」への入室希望児童が増加していること、また、区内全域からこちらに通学してくることを考慮いたしまして、区内2カ所目となる「ことばの教室」を新たに金町地域に開設いたします。

2「設置場所」は、末広小学校内でございます。

3「通室対象」は、区立小学校に在籍していて、発音に誤りがあるですとか、吃音による話しづらさがあるなど、言葉の発達に支援が必要な児童でございます。

4「学級数・教員数・受入可能児童数」につきましては、2学級、教員は3人、児童は40人程度でございます。

5「指導内容」ですけれども、児童を一人一人の状態に合わせて、舌や唇の動きをよくする指導、正しく聞き取る指導、正しい音で話す指導、遊びを通じてことばの数を増やす指導を行います。

6「開設時期の予定」は、令和8年4月1日でございます。

7「申込み受付開始時期の予定」は、令和7年10月でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりいたします。

次に、報告事項等の9「令和7年度学童保育クラブ等入会状況について」の報告をお願いします。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等の9「令和7年度学童保育クラブ等入会状況」につきまして、ご説明申し上げます。

まずは、1の「全体」でございます。公立・私立を合わせた入会児童数の合計は5,341名でございまして、昨年度と比較しますと306人の増となっております。なお、後ほどご説明する待機児童対策モデル事業の「かつしかプラス」で入会した児童数もこちらの数に含まれてございます。

次に、2の「公立」でございます。昨年度と同様20クラブで、入会児童数の合計につきましては、昨年度比11人減の1,116人でございます。

2ページ、3ページをご覧ください。次に、3の「私立」でございます。クラブ数につきましては昨年度以降、道上子どもの森が、ナンバー45、46の道上こどもの森第一、第二として運営を開始したこと、またナンバー72のc o l o r s新小岩の新設により、2クラブ増加いたしました。3クラブの閉所がございましたため、全体としては1クラブ減の72クラブとなっております。なお、入会児童数の合計につきましては、昨年度より132人増の3,974人でございます。

次に、4ページをご覧ください。4の「放課後子ども支援事業における待機児童対策モデル事業（かつしかプラス）」でございます。今年度は記載の8校で実施をし、昨年度より185人増の251人が入会をいたしました。

最後に、令和7年4月1日現在、入会できず、引き続き入会を希望している、いわゆる待機児童数につきましては、昨年度より143人減の299人となっております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

はい、谷部委員、お願いします。

○谷部委員 待機児童についてなのですけれども、地域差はありますか。この地域で特に不足しているとかいうのは。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 地域ごとにつきましても、やはりその特徴と言いますか、傾向というのがあります。

多いところといたしましては、やはりJR沿線というところで、亀有、金町地域が他の地域に比べますと、多い状態でございます。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、田中委員。

○田中委員 待機児童299名ということで、去年よりも140名余り減ったということですか。

そこはやはり、「かつしかプラス」の取組みの効果というところと捉えてよろしいでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 お話のとおりです。そういう意味もあって、入会希望数は増えている状況の中で、この「かつしかプラス」を、箇所数も増やして、結果 251 名という保護者の方、お子さんが入会いただいているという状況が、この待機児童解消に向けた対策としては大きかったものと考えております。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そうしますと、より待機児童を減らしていくという意味だと、この「かつしかプラス」、今 8 校で取り組まれていて、それが増えることが望ましいという考え方なのでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 まず、学童につきましては、基本となるところとして、引き続き計画どおりに学校改築の機会などを捉えて進めてまいりたいと考えてございます。ただ一方で今お話にございましたように「かつしかプラス」、あくまでこの待機児童解消を目的に、放課後の居場所の緊急対策事業としても実施しているところがございますので、この「かつしかプラス」も効果的に活用しながら、待機児童解消に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。学童の受入れ数を増やすまでの緊急対策としての活用ということで理解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

以上で報告事項等の 9 を終わります。

次に報告事項等の 10「令和 7 年度における学童保育クラブの取組について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等の 10「令和 7 年度における学童保育クラブの取組」につきまして、ご説明申し上げます。

まずは 1 の「私立学童保育クラブ整備」でございます。学校改築の機会を捉えまして、道上小学校につきましては、4 月に学校敷地外から新校舎内へ移転をいたしました。今後、水元小学校については、9 月に学校敷地内から新校舎内への移転。また二上小学校につきましては、令和 8 年の 4 月に新校舎内への新設を予定してございます。

次に、2 の「夏季休業日の一時学童保育」でございます。まず (1) の目的でございますが、夏季休業日の間、保護者とその同居者の就労・疾病等を理由に、監護が必要な児童を学童保育クラブで保育するものでございます。

次に、(2)の実施学童保育クラブにつきましては、公立は14クラブ、私立は23クラブで、例年同様に、記載の実施期間及び時間で実施をする予定でございます。

2ページをご覧ください。次に「公立児童館職員による学校への出張型夏季一時学童保育」でございます。こちらは公立の児童館職員が、待機児童の多い学校で夏季休業中の空き教室等を活用いたしまして、本年度は2校で新たに実施するものでございます。

西亀有小学校につきましては、日曜祝日を除く7月21日から8月31日まで。住吉小学校につきましては、日曜祝日を除く8月4日から8月31日まで。いずれも午前8時半から午後5時までを予定しております。

次に、これら夏季一時学童の対象児童及び利用者の費用負担、周知及び申込方法につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。3の「今後の取組について」でございます。例年11月から12月にかけて行っている翌年度4月入会の一斉入会一斉受付でございますけれども、令和8年度の学童保育クラブ入会申請受付から、区民に複数の放課後支援サービスを同時期にご案内させていただくことで、選択の幅を広げて待機児童の発生を抑制できるよう、通年学童と夏季一時学童の申請時期を一元化していく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。よろしいですか。

以上で、報告事項等の10を終わりといたします。

次に報告事項等の11「第15期葛飾区社会教育委員の委嘱について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、報告事項等11「第15期葛飾区社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

1「内容」についてです。社会教育法第15条及び葛飾区社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づき、項番3の「委員名簿」のとおり、社会教育委員として委嘱したことを報告するものです。

2の「任期」については、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間となっております。

3の「委員名簿」について説明させていただきます。会議体の構成ですが、学識経験者を2名、社会教育関係者の方を4名、学校教育関係者の方を2名の構成となっております。この8名の委員さんで、4の「会議における協議テーマ」についてですけれども、これからのPTA支援のあり方について2年間協議を行い、令和8年度末までに提言を取りまとめていく予定となっております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 11 を終わります。

次に、報告事項等の 12「郷土と天文の博物館プラネタリウム投映休止について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは報告事項の 12「郷土と天文の博物館プラネタリウム投映休止について」ご報告させていただきます。

郷土と天文の博物館では、光学式プラネタリウムとデジタル式プラネタリウムシステムの二つを利用して、プラネタリウムの投映を行っております。令和 7 年にデジタル式プラネタリウムシステムの更改作業を行うため、プラネタリウムの投映休止について報告するものでございます。

項番 1 の「投映休止期間」につきましては、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までとなっております。休止期間及び再開の周知方法につきましては、博物館のホームページ及び広報かつしかのほうで掲載し、周知のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** この件について、以前ももしかしたらお話があったかもしれませんが、重複していたら恐縮ですが、機械の入替えはいたしかたないと思いますが、期間について、ちょうど夏休みが被るので、もしかしたら利用者が一番多い時期かと思います。時期的にはこれからの変更は難しいと思うのですが、何か代替策というか、支援策みたいなところはお考えでしょうか。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** こちらの時期を設定させていただいた一番大きな理由といたしまして、学習投映をやはり最初に確保しなければいけないということがありまして、夏休み期間を設定させていただいたという事情はございます。

また、パスポート等を利用されている方々については、期間の延長・返金等の対応を実施していきたいと考えております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**田中委員** 以前の報告もありましたので、理解しました。ありがとうございます。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 12 を終わります。

次に、報告事項等の13「バルサアカデミー葛飾校への対応について」の報告をお願いします。
生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは報告事項13「バルサアカデミー葛飾校への対応について」説明申し上げます。

本件は、バルサアカデミー葛飾校に対する本区の対応につきまして、令和7年5月23日に文教委員会で報告した内容について報告するものでございます。

1の「事業譲渡契約書について」ですが、株式会社Amazing Sports Lab Japan（以下、Amazing社と言います。）に事業譲渡契約書を議会資料として開示することの同意について改めて要請しましたが、「区の調査には協力するが、事業譲渡契約書を議会資料として開示すると情報拡散のリスクが生じ同意することはできない」旨の回答がありました。

なお、事業譲渡契約には、グラウンドの優先利用権が含まれていないと法的に判断できることを総務部総務課に確認しております。

2「バルサアカデミー葛飾校に関する調査」についてです。令和7年3月27日のバルサアカデミー葛飾校運営法人へのグラウンド優先利用に反対する決議を受けた調査は、教育委員会事務局及び政策経営部から提出する関連資料を基に、総務部において実施しております

3「バルサアカデミー葛飾校のグラウンドの利用承認」についてです。混乱回避のため、東金町運動場多目的広場について、令和7年4月及び5月は、平日週5日16時半から21時半までの利用を承認しました。6月、7月及び9月の利用については、同様に承認を行い、令和7年10月1日以降は優先的な利用を行わないことといたします。

また、この旨を令和7年5月8日に、Amazing社に通告いたしました。

報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問などございましたら、お願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の13を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何か、ご意見ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻12時01分